

足利市立久野小学校いじめ防止基本方針

はじめに

本校では、全ての教職員が、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、児童の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

いじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ対策委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関とも連携しながら、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。

特に、重大事態が発生した場合には、市教育委員会に報告し、連携しながら対処するとともに、所轄の警察署等の関係機関に報告し、援助を求めます。

以上の基本認識にたち、いじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように、「久野小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

いじめの定義

本校では、いじめ防止対策推進法第二条に則り、「いじめ」を次のように捉えることとする。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行うものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1. いじめ防止対策組織

(1) 児童指導委員会（いじめ未然防止・早期発見に係る委員会）「定期開催」

毎月の職員会議の中で、各学級の児童について、現状や指導について情報の交換、及び共通行動について話し合いを実施します。

(2) いじめ対策委員会（いじめ認知時の対応に係る委員会）「随時開催」

いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。

校長が任命した教頭、教務、児童指導主任を中心に、養護教諭、教育相談員担当、スクールカウンセラー、学級担任などをメンバーとして設置します。また、必要に応じてPTA会長、学校評議員、保護者代表も参加し、委員会を開催します。

2. 基本的な対応方針： いじめ防止を考える上での3つの柱

(1) 未然防止対策

いじめ問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要です。年間を通じて予防的な取り組みを計画・実施します。そして、全教職員が「いじめは、どこにでも、誰にでも起こりうる」という認識をもち、いじめに向かわない子どもの育成に努めます。

- | | | |
|-----------|-----------------|----------|
| ○分かる授業の実践 | ○学業指導の充実（学級づくり） | ○人権教育の充実 |
| ○道徳教育の充実 | ○特別活動の充実 | ○教育相談の充実 |

(2) 早期発見のための対応

いじめは、早期発見をすることが早期解決につながります。そのために、日頃から児童との信頼関係の構築と見守りに努めます。また、児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめの兆候を見逃さない教職員の認知能力の向上を図ります。その上で、知り得た情報を全ての教職員で共有し、さらなる情報収集を進めます。

○教職員による児童の観察 ○いじめ調査の実施 ○教育相談体制の充実

(3) 早期解決のための対応

いじめの兆候に気づいたときには、問題を軽視することなく早急に事実関係の把握に努めます。まず、当該児童の保護に努め、組織として全職員が行動します。

○基本的な流れ

- ①いじめ情報のキャッチ ②正確な実態把握 ③指導体制、方針決定
- ④児童への指導・支援 ⑤保護者との連携 ⑥今後の対応

3. インターネット等を利用したいじめへの対応

(1) 未然防止

インターネット等の特殊性による危険性やトラブルについて、最新の情報を把握し関係諸機関と情報モラル教育を行うとともに、児童・保護者・地域への啓発に努めます。

パソコンや携帯電話、スマートフォン等を使う際のマナーや、家庭でのルール作りについて、保護者に協力を依頼します。

(2) 早期対応

インターネット等を使ったいじめを認知した場合は、書きこみや画像を削除するといった迅速な対応を図るとともに、状況によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応します。

4. 重大事態への対応

(1) 重大事態の報告と調査

- 重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告します。
- 教育委員会事務局の指示のもと、第三者からなる組織を設けて調査を進めます。

(2) 調査結果の報告

- 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、事実関係を把握し、経過や結果を速やかに報告・提出します。
- いじめを受けた児童やその保護者に対して説明責任があることを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適切なときに適切な方法を考えて説明にあたります。

5. その他

本校は、いじめ対策委員会によって適宜久野小学校基本方針を見直し、必要があると認められる場合は改訂を加えます。